

業種別法務⑤ 小売業についてー1ー

Vol

17

2024年5月20日

〈編集・発行〉



弁護士法人
如水法律事務所

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-12-15赤坂門プライムビル9F

TEL 092-738-8760 FAX 092-303-8560

<https://jwater-group.com/law/>

WEBサイトにて
最新情報をお届けしております



今回は、業種別法務の第5回目として、小売業について取り上げます。「取引基本契約」(vol17)「景品表示法」「特定商取引法」(vol18)といった項目をご説明いたします。

01 取引基本契約

まず取引基本契約についてご説明したいと思います。

継続的に取引関係が生じる者との間では何度も契約書を取り交わして、そのたびに詳細な条件を記載するということは、お互いに不便であるということから、一般的な条件については基本契約で定め、売買の対象物やその価格、納期、納品場所等については個別に定めるというような形式で発達したのが取引基本契約書です。

小売業では、継続的な取引関係が生じる者、特に契約書を結ぶ者との関係で考えると、商品を提供するメーカーや卸業者というところがあげられます。

一方で商品を購入する消費者との関係では、逐一契約書の取り交わしをしないことが多いので、今回は小売業者が買主になる、すなわちメーカーや卸売事業者から商品を購入する場合といった観点から、**買主として気をつけるべき取引基本契約のポイント**についてご説明します。

1. 検査・検収と契約不適合責任について

〈検査〉については、商法では以下のような原則になっています(商法526条)。

- ① 買主は、納品を受けた後遅滞なく目的物を検査する
- ②-1 契約不適合を発見した場合には直ちに売主に通知する
- ②-2 納品時の検査では発見できなかつた不適合は、受領後6か月以内に発見したときは、直ちに売主に通知する
- ③ これを怠ると売主に契約不適合責任を追及できない



〈契約不適合責任〉とは、売買の対象となる目的物が種類や品質数量について契約の内容に合致していない場合に請求できるものです。買主は、売主の契約不適合責任を以下の方法で追及できます。

- ① 目的物追完請求
- ② 代金減額請求
- ③ 損害賠償請求
- ④ 契約解除

①の目的物追完請求については、例えば間違ったものが送られてきたような場合に正しいものを送って欲しいということを求めたり、②代金減額請求については、不良品が混じっていたので、その分の代金の減額を求めるというような請求を原則として買主が選択ができるということになっています。

では、実際にどのように契約書を修正していくのかというポイントを見ていきたいと思います。

例えば、「遅滞なく検査をしなければならない」となっていた場合、期間が不明確なので、例えば「納品後10営業日以内」や「2週間以内」など期間を明確にすることもありますし、通知が書面に限定されている場合にはメール等でも良いとできるように、書面と言う部分を削除するといった修正も考えられます。

検査・検収に関する条項の修正例①

(検査・検収)

買主は、商品受領後10営業日以内に遅滞なく、商品の数量及び内容の検査を行い、合格したものを検収する。商品に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあった場合には、買主は商品の受領後10営業日以内に、具体的な不適合の内容を示して、売主に書面で通知する。

検査・検収に関する条項の修正例②

(検査・検収)

1 (省略)
2 買主が、商品受領後、10営業日以内に前項の通知を行わなかったときは、当該商品は買主の検査に合格したものとみなす。
自動的に合格とされるのは買主に不利 → 削除

また、大量に仕入れた商品について、一つ一つ細やかな検査はできませんので、検査で判明しなかった契約不適合責任については、一定期間請求できるようにすると言ふことも考える必要があります。

例えば、電化製品等で保証期間を定めているような場合には、この保証期間に合致するように、契約不適合責任の追及期間も設定していくといった配慮も必要になります。

2. 仕様基準・品質保証

売買の目的物の仕様が変更された場合には、買主としては自社の販売に支障をきたす恐れもありますので、仕様変更については、[買主の同意事項](#)、もしくは[買主に対する通知事項](#)としたり、安全性の確認などのために工場への立ち入り調査の権利を定めるといったことも考えられます。

3. 代金とその支払い

代金については、どのような商品をどれくらい買うかは、個別に定める事項ですので、一般的には包括的な定めになり、個別契約で定めます。

支払期日については、例えば月末締め翌月末払いなどといった支払い期間を定めることもあります。

なお、OEM契約等のように単純な売買ではない場合には下請法が適用されることもありますので、支払い期日については注意が必要です。

☆下請法では、[納品から60日以内に支払わなければならない](#)となっていますので、仮に「月末締め翌々月末払い」としてしまって、例えば5月1日に納品したものが5月末に締められて、7月31日に代金を支払うということで60日を超えてしまい、下請法に反してしまうこともあります。

その他に、売買の履行に付随する費用をどちらが負担するかということについても定めておくと、後で無用な紛争を回避することができます。

4. 製造物責任

次に、製造物責任に関するものですが、法律上は製品の欠陥により第三者の生命や身体、財産に損害が生じた場合、製造業者が責任を負うとなっていますが、小売業者も販売輸入業者や表示製造業者として責任を負う場合や製造業者がきちんととした対応をしない場合に、自らの社会的責任として対応する場合など、小売業者が一定の対応をせざるを得ないときがあります。

そういうケースに備えて小売業者は製造物によって生じた製品を回収する費用等、想定される費用も含めて、[製造業者が負うと定めておくのが有益](#)ですし、場合によっては[生産者責任賠償保険といった保険に入ることを義務付ける](#)ということも重要です。

第10条（製造物責任）

- 1 商品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体又は財産に損害が生じたときは、甲及び乙はその対応につき協議する。
- 2 乙は、商品の欠陥に起因して、第三者……に損害が生じたときは、故意、過失の有無を問わず、その第三者又は甲が被った一切の損害（甲が第三者に支払った賠償額、甲が商品を市場から回収するために要した費用、弁護士費用を含むがこれに限らない。）を賠償する。

【OEM契約】

自社ブランド商品の製造過程を他社に委託する場合に締結する契約です。

「OEM」は「Original Equipment Manufacturing」の略称で、日本語では「自社製品の製造」という意味になります。

Cf.ライセンス契約

OEM契約が製造のみを委託するのに対して、ライセンス契約は権利の許諾を受けた者（ライセンサー）に対して製造・販売を包括的に許諾する点などが異なります。

Cf.製造委託契約

商品の製造を委託する契約全般のことであり、OEM契約も、製造委託契約の一種です。
※ODM契約は、製造だけでなく、商品の企画・開発から他社に委託することです。



弁護士法人如水法律事務所
パートナー弁護士 橋本道成
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル

弁護士法人如水法律事務所
アソシエイト弁護士 白田晴夏
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル

【オンラインセミナーのご案内】

☆如水法律事務所ミニ法務セミナー

次回は、不動産業界で問題となりやすい事項について解説予定です。特に、不動産業界に属する方以外にも興味がある賃貸借に関する事項を中心に、QA形式でお話しする予定です。

日時 2024年6月12日(水)
15時～15時30分

詳細はこちらからお願いいたします。

<https://vivit.video/s/142/fXH098asdf>

